

## いわきビジネスアイデア・プランコンテスト 2005

### 目利き委員会規約（案）

#### （目的）

第1条 目利き委員会は、いわきビジネスアイデア・プランコンテスト 2005 に応募があったアイデアとプランについて、審査と選考することを目的とする。

#### （審査事項）

第2条 目利き委員会は、次に掲げる事項について審査する。

##### 一次審査

応募のあったアイデアとプランについて、書類審査を行う。

アイデア部門は、書類審査のみで選考する。

##### 二次審査

一次審査を通過したプランについて、応募者によるプレゼンテーションと質疑により、審査・選考する。

2, 第1項の各号の審査と選考の方法については、別に定める。

#### （審査方針）

第3条 目利き委員会は、その審査を、公平、適正かつ迅速に行わなければならない。

#### （構成と役員）

第4条 目利き委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員の総数は10名以内とする。

企業経営者

学識経験者

金融機関

経営団体・技術団体・業界組合などの関係者

2, 前項の委員は、いわきビジネスアイデア・プランコンテスト 2005 の実行委員長が委嘱する。

3, 目利き委員会に、委員長と副委員長をおく。

4, 事務局は、いわきリエゾンオフィス企業組合におく。

#### （会議）

第5条 委員長は、目利き委員会を招集し、その議長となる。

2, 目利き委員会は、非公開とする。議事録は、公開しない。

3, 二次審査で行うプレゼンテーションに関する審査は、公開とする。

(個別相談)

第 6 条 目利き委員は、別に定める個別相談に関する細則に基づき、応募者との個別相談を行う。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、第 1 回目利き委員会が開催された日から始まり、事業の報告と決算に係わる実行委員会が開催された日までとする。

(守秘義務)

第 8 条 目利き委員は、応募者の個人情報、審査の過程で知り得た事実や情報、目利き委員会での議論などについて、漏洩してはならない。

(調査)

第 9 条 目利き委員は、適正な審査を行うために必要な調査を行うことができる。

2 , 調査が必要か、不要かについては、委員長が判断する。

3 , 調査は、事務局を通して行う。

4 , 調査の結果は、全ての委員に知らせる。

(実施細則)

第 10 条 この規約に定めることのほか、目利き委員会が審査・選考することに関して必要な事項は、協議して別に定める。

附則

この規約は、2005 年 6 月 22 日から実施する。